北九州市地方港湾審議会資料

港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定について（案）

令 和 ８ 年 １１ 月

北九州港港湾管理者
北九州市

港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定について

港湾法（昭和２５年法律第２１８号）第４３条の５の規定に基づき定めた北九州市港湾環境整備負担金条例（昭和５５年北九州市条例第１２号）第２条第１項の規定により、別紙のとおり負担対象工事を指定するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

1　負担対象工事及び負担割合

負担対象工事の種類	工　　事　　名	工事の実施された場所	工 事 完 了 の 日	工 事 に 要 し た 費 用（ 事 業 費 ）　　（円）	負担割合	負担区域	負担対象区域内の工場又は事業場敷地面積　　（㎡）
港湾環境整備施設等の建設又は改良の工事	対象工事なし	－	－	0	1／3 1／8 1／16	臨港地区	35,491,000
港湾環境整備施設等の維持の工事	太刀浦・旧門司地区 等１０件	門司地区（４件） 小倉地区（２件） 洞海地区（４件）	令和8年3月31日	21,242,046	1／2	臨港地区	30,882,000
港湾における漂流物の除去その他の清掃のための工事	響灘地区 清掃ほか業務 等１１件	門司地区（４件） 小倉地区（２件） 洞海地区（５件）	令和8年3月31日	138,647,686	1／2	臨港地区及び港湾区域	34,461,000

2　工場又は事業場の設置予定区域の面積

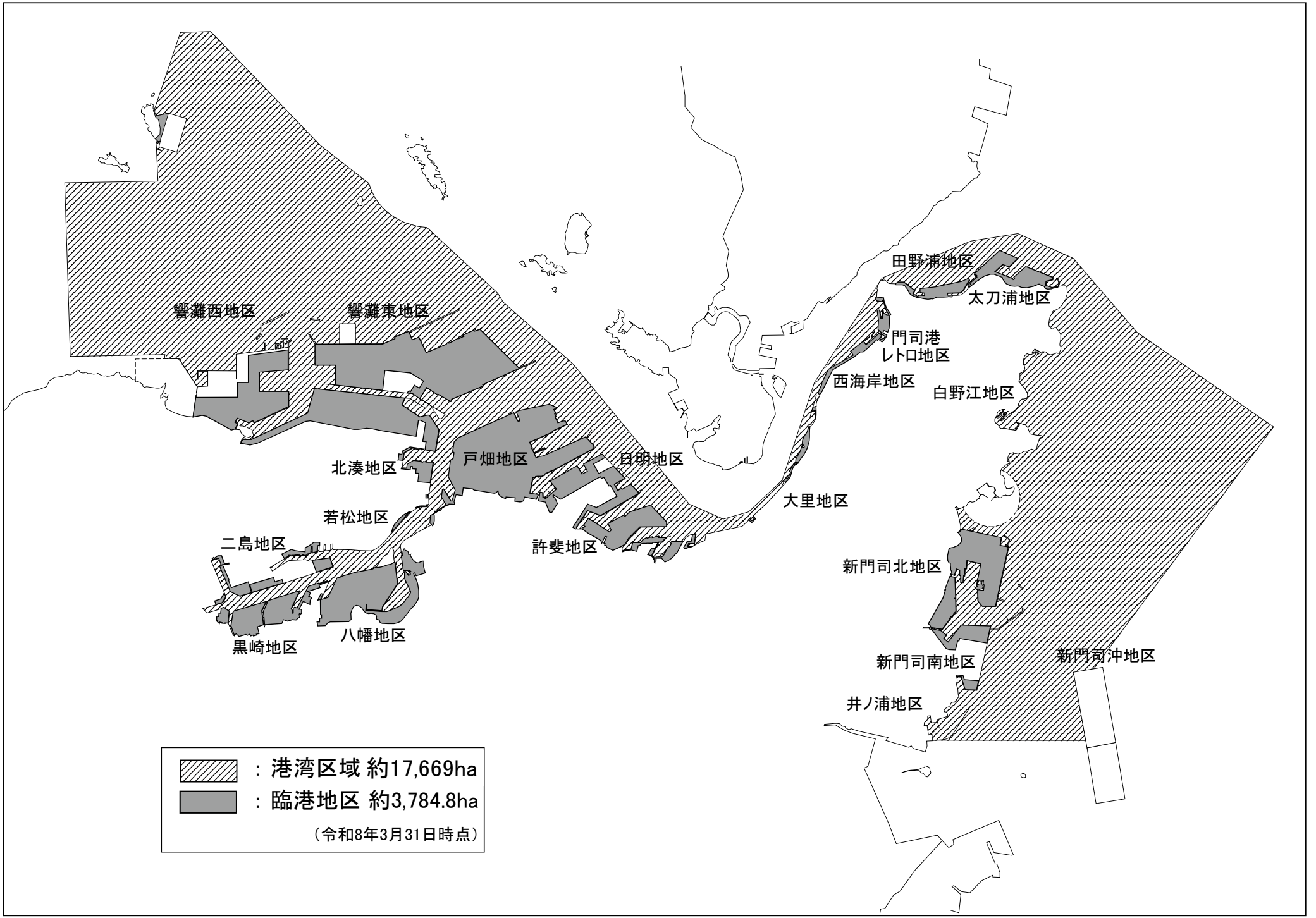
4,609,489　㎡（令和８年３月３１日現在）

令和８年度　港湾環境整備負担金算定調書

工事区分＼負担金	事業費（円）	負担割合	負担区域内の工場又は事業場敷地面積（㎡）	負担対象工場又は事業場敷地面積（㎡）（１ha以上対象企業面積）	負担金の算定基礎	負担金(円)［㎡単価］
港湾環境整備施設等の建設又は改良の工事	0	$\frac{1}{\square}$	35,491,000 ①－②	24,425,275 (ア)	$0 \times \frac{1}{\square} \times \frac{24,425,275\ ㎡}{35,491,000\ ㎡}$	0 ［0.000］
港湾環境整備施設等の維持の工事	21,242,046	$\frac{1}{2}$	30,882,000 ①－②－③	24,425,275 (ア)	$21,242,046 \times \frac{1}{2} \times \frac{24,425,275\ ㎡}{30,882,000\ ㎡}$	8,400,408 ［0.343］
港湾における漂流物の除去その他の清掃のための工事	138,647,686	$\frac{1}{2}$	34,461,000 ①－②－③＋④	26,475,535 (ア)＋(イ)	$138,647,686 \times \frac{1}{2} \times \frac{26,475,535\ ㎡}{34,461,000\ ㎡}$	53,259,796 ［2.011］
合　　計	159,889,732					61,660,204 ［2.35］

①臨港地区総面積　37,848 千㎡
②臨港地区内非事業場面積　2,357 千㎡
③臨港地区内事業場等設置予定面積　4,609 千㎡
④港湾区域内事業場面積　3,579 千㎡

(ア)負担対象工場又は事業場敷地面積（臨港地区内）　24,425,275㎡
(イ)負担対象工場又は事業場敷地面積（港湾区域内）　2,050,260㎡


響灘西地区
響灘東地区
北湊地区
戸畑地区
日明地区
若松地区
二島地区
許斐地区
大里地区
八幡地区
黒崎地区
田野浦地区
太刀浦地区
門司港
レトロ地区
西海岸地区
白野江地区
新門司北地区
新門司南地区
新門司沖地区
井ノ浦地区
：港湾区域 約17,669ha
：臨港地区 約3,784.8ha
（令和8年3月31日時点）